

平成30年（ワ）第15422号 国家賠償請求事件

5

判 決

10

15

20

東京地方裁判所民事第14部

本文目次

	主文.....	5
	事実及び理由.....	5
	第1 請求.....	5
5	第2 事案の概要等.....	5
	1 事案の概要.....	5
	2 前提事実.....	6
	第3 争点.....	13
	第4 争点1（本件優生手術の違憲性・違法性及び民法724条後段の規定の適用	
10	関係）に関する当事者の主張.....	13
	【原告の主張】.....	13
	1 原告に対する本件優生手術の実施.....	13
	2 本件優生手術により侵害された原告の権利.....	13
	3 本件優生手術の国賠法上の違法性等.....	22
15	4 原告の被告に対する損害賠償請求権への民法724条後段不適用.....	23
	【被告の主張】.....	41
	1 民法724条後段所定の期間の法的性質が除斥期間であること.....	41
	2 民法724条後段所定の除斥期間の起算点.....	42
	3 民法724条後段の規定の適用を制限すべき例外的な場合に当たらないこと	
20	44
	4 国賠法4条, 民法724条後段の規定を適用することが憲法17条の趣旨に	
	反するものではないこと.....	45
	第5 争点2（原告に対する救済措置ないし立法をしないことの違法性）に関する	
	当事者の主張.....	46
25	【原告の主張】.....	46
	1 厚生労働大臣の不作为の国賠法上の違法性.....	46

	2	国会議員の立法不作為の国賠法上の違法性	51
		【被告の主張】	56
	1	厚生労働大臣の不作為の国賠法上の違法性に関する原告の主張に理由がないこと	56
5	2	国会議員の立法不作為の国賠法上の違法性に関する原告の主張に理由がないこと	63
	第6	その余の争点に関する当事者の主張	69
	1	原告が被った損害	69
	2	謝罪広告の必要性	72
10	第7	当裁判所の判断	74
	1	認定事実	74
	(1)	優生保護法施行までの経緯	74
	(2)	優生保護法施行後の国の動き等	83
	(3)	宮城県及び北海道における動き	91
15	(4)	優生保護法に基づく優生手術の実施状況等	98
	(5)	平成8年改正までの動き	101
	(6)	平成8年改正	110
	(7)	諸外国における強制不妊手術を受けた者に対する救済例	113
	(8)	平成8年改正後の動き	115
20	(9)	一時金支給法の制定	121
	(10)	原告に対する本件優生手術の実施及びその後の経過	123
	2	争点1（本件優生手術の違憲性・違法性及び民法724条後段の規定の適用関係）について	126
	(1)	本件優生手術について	126
25	(2)	本件優生手術の国賠法1条1項適用上の違法性ないし被侵害権利について	127

	(3) 原告の被告に対する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権に対する民法 724条後段の規定の適用関係について	129
	(4) 民法724条後段所定の期間の起算点について	130
	(5) 民法724条後段所定の期間の法的性質について	136
5	(6) 正義・公平の理念との抵触等による民法724条後段適用制限について	138
	(7) 憲法17条の趣旨による国賠法4条, 民法724条後段の規定の適用制限 について.....	140
	3 争点2 (原告に対する救済措置ないし立法をしないことの違法性) について	141
10	(1) 厚生労働大臣の不作为の違法性の有無について	141
	(2) 国会議員の立法不作为の違法性の有無について	143
	4 小括.....	146
	第8 結語.....	146

令和2年6月30日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(ワ)第15422号 国家賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和2年3月17日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

1 被告は、原告に対し、3000万円及びこれに対する平成30年6月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 2(1) 被告は、原告に対し、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞及び産経新聞の全国版において、別紙謝罪広告目録第1記載の謝罪広告を、同目録第2記載の条件で掲載せよ。

(2) 被告は、原告に対し、被告が運営する別紙謝罪広告目録第3記載のインターネットウェブサイト上に、同目録第1記載の謝罪広告を、同目録第4記載の要領で掲載せよ。

第2 事案の概要等

20 1 事案の概要

本件は、平成8年法律第105号による題名改正前の優生保護法（昭和23年法律第156号。以下、単に「優生保護法」という。）に基づいて優生手術（不妊手術。以下「本件優生手術」という。）を受けさせられたとする原告が、

25 ① 国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償として、ア 主位的に、本件優生手術が憲法13条、14条1項、36条に違反する違憲・違法なもので、当時優生保護法を所管していた厚生大臣等に国賠法1条1

項の適用上の違法があるなどとして、被告に対し、本件優生手術により原告が被った損害に係る慰謝料3000万円及びこれに対する訴状送達日の翌日（平成30年6月27日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下、特に断らない限り同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、イ 予備的に、厚生労働大臣において、優生手術の違憲性を認め、被害実態を検証し、被害者の被害を回復するための措置（金銭賠償、謝罪を含む。）を講ずるとともに、優生思想を除去するための普及啓発活動を行うべき作為義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠し、また、国会議員において、優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する国賠法とは異なる金銭賠償等に係る特別立法が必要不可欠であることが明白であったにもかかわらず、長期にわたりその立法措置を怠っていたなどとして、被告に対し、上記アと同様の金員の支払を求め、併せて、② 被告の多年にわたる優生政策の推進及びその後の放置による我が国における優生思想の固着等により、上記優生手術を受けた者が周囲から忌避、排除され、劣等な存在として社会的評価を減ぜられるなどの偏見差別等の被害を受けたことからすれば、被告には、条
15 理上、また、民法723条の法意に照らし、優生手術を受けた者に対する社会的評価を回復させる義務があるなどとし、被告に対し、別紙謝罪広告目録記載のとおり
20 の謝罪広告を求める事案である。

2 前提事実

20 当事者間に争いのない事実、後掲の証拠（枝番のある証拠について、全ての枝番を含む場合には枝番の記載を省略する。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。なお、法律の制定及び改廃に関する事実については公知の事実として認定した部分があるが、その際、鍵括弧付きで条文を引用する場合であっても、旧字体は新字体に改めた。

25 (1) 優生保護法及びその関連法令（甲A1, 19, 88, 乙1）

優生保護法は、昭和23年7月13日に成立し、同年9月11日に施行さ

れた。平成8年法律第105号による改正（以下「平成8年改正」という。）
前の時点又は個別に明示する時点におけるその定める制度の概要は、次の
とおりであった。

ア 目的及び定義

5 優生保護法1条は、「この法律の目的」を見出しとし、「この法律は、
優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健
康を保護することを目的とする。」と定めていた。

また、優生手術とは、「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能に
10 する手術で命令をもって定めるもの」と（2条1項）、人工妊娠中絶手
術とは、「胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時
期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出すること」と（同
条2項）、それぞれ定義された。なお、平成8年改正により、「優生手
術」の語は全て「不妊手術」に改められたが、優生手術の定義自体は維
持された。

15 そして、上記「命令」である優生保護法施行規則（昭和27年8月4
日厚生省令第32号）は、優生手術の術式について、精管切除結さつ法
（精管を陰のう根部で精索から剥離して、2cm以上を切除し、各断端
を焼しゃく結さつするもの。同規則1条1号）、精管離断変位法（精管
を陰のう根部で精索から剥離して切断し、各断端を結さつしてから変位
20 固定するもの。同条2号）、卵管圧挫結さつ法（卵管をおよそ中央部で
把持し、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧挫かん子で圧挫して
から結さつするもの。同条3号）及び卵管間質部けい状切除法（卵管峽
部で卵管を結さつ切除してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除
去し、残存の卵管断端を広じん帯又は腹膜内に埋没するもの。同条4号）
25 の四つを定めていた。

イ 医師の認定による優生手術（3条）

優生保護法 3 条は、「医師の認定による優生手術」の見出しの下、医師は、1 項 1 号から 5 号までに該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（いわゆる事実婚にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができるとしつつ、「但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。」として、未成年者等については同条に基づく優生手術の対象外としていた。そして、同条 1 項 1 号は、「本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの」と、同項 2 号は、「本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの」と、平成 8 年法律第 28 号による改正前の同項 3 号は、「本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの」と定めるなどしていた。

ウ 4 条に基づく申請に係る審査を要件とする優生手術

(ア) 昭和 24 年法律第 216 号による改正前の優生保護法 4 条は、「医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前条の同意を得なくとも、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。」と定めていた。そして、具体的な「別表に掲げる疾患」としては、1 号として「遺伝性精神病」、2 号として「遺伝性精神薄弱」、3 号として「強度且つ悪質な遺伝性精神変質症」、4 号として「強度且つ悪質な遺伝性病的人格」、5 号として「強度且つ悪質な遺伝性身体疾患」及び 6 号として「強度な遺伝性畸型」が定められていた。

昭和 24 年法律第 216 号による改正により、4 条の「申請すること

ができる。」との部分が「申請しなければならない。」とされたほか、別表に定める疾患の各号の名称につき、1号が「遺伝性精神病」、2号が「遺伝性精神薄弱」、3号が「顕著な遺伝性精神病質」、4号が「顕著な遺伝性身体疾患」及び5号が「強度な遺伝性奇型」とされて、平成

5

(イ) 4条に基づく申請があった場合の手続は、5条から11条までに定められていた。すなわち、都道府県優生保護審査会は、4条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条の要件該当性を審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する（5条1項）。優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、2週間以内に、中央優生保護審査会（後の公衆衛生審議会）に対し再審査を申請することができる（6条1項）。中央優生保護審査会は、再審査の請求を審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者等に通知する（7条）。この決定に対して不服のある者は、1箇月以内に訴えを提起することができる（9条）。優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、優生手術を行う（10条。以下、同条に基づく優生手術を「4条による優生手術」ということがある。）。この優生手術に関する費用は、国庫の負担とする（11条）。

10

15

20

エ 12条に基づく申請に係る審査を要件とする優生手術

昭和27年法律第141号による改正により、平成8年改正前の12条及び13条に相当する規定が追加された。これにより、従前、審査を要件とする（本人の同意を要件としない）優生手術の対象者は、いずれも遺伝性の疾患である「別表に掲げる疾患」にかかっている者に限られていたも

25

5 のが、「遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱」にかかっている者についても、精神衛生法（後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）20条（後見人，配偶者，親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者（後の保護者。以下同じ。）となる場合）又は同法21条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意があった場合には，都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができるものされた（12条）。そして，都道府県優生保護審査会は，上記申請を受けたときは，本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱にかかっているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上，優生手術を行うことの適否を決定して，その結果を，申請者及び上記同意者に通知するものとし（13条1項），医師は，同項により優生手術を行うことが適当である旨の決定があったときは，優生手術を行うことができるものとされた（同条2項。以下，同項による優生手術を「12条による優生手術」ということがある。）。

15 オ 優生保護審査会及び優生保護相談所

20 成立時の優生保護法では，優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他同法で定める優生保護上必要な事項を処理するため，優生保護委員会が置かれ（16条），中央優生保護委員会，都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会があった（17条）。その後，優生保護委員会は優生保護審査会と名称を変え（昭和24年法律第154号による改正），地区優生保護審査会が廃止され（昭和27年法律第141号による改正），中央優生保護審査会が公衆衛生審議会に改められた（昭和57年法律第80号による改正）。

25 また，成立時の優生保護法では，都道府県に少なくとも1箇所以上，「優生保護の見地から結婚の相談に応ずるとともに，遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図って，不良な子孫の出生を防止するため」優

生結婚相談所を設置するものとされていた（20条，21条）。この20条中の「不良な子孫の出生を防止するため」という文言は，昭和24年法律第216号による改正において，優生結婚相談所の設置目的に「受胎調節に関する適正な方法の普及指導」が追加された際，削除された。そして，昭和27年法律第141号による改正により，優生結婚相談所は優生保護相談所に改称され，都道府県及び保健所を設置する市がこれを設置しなければならないものとされるなどした。

カ 届出，禁止その他

(ア) 医師は，優生保護法の規定によって優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は，理由を記して，都道府県知事に届け出なければならない（25条）。

(イ) 優生手術を受けた者は，婚姻しようとするときは，その相手方に対して，優生手術を受けた旨を通知しなければならない（26条）。

(ロ) 優生手術の審査又はその事務に従事した者，優生手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者等は，職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする（27条）。

(エ) 何人も，この法律の規定による場合のほか，故なく，生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない（28条）。

(2) 平成8年改正（甲A19，145）

平成8年6月18日，優生保護法の一部を改正する法律（同年法律第105号）が成立した。

上記の改正法は，優生保護法の目的規定（1条）その他の規定のうち，不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分（以下，この部分を「優生条項」ということがある。）が障害者に対する差別となっていること等に鑑み，法律の題名を優生保護法から母体保護法に，目的規定（1条）の

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」にそれぞれ改め、法律中にある「優生手術」の語を「不妊手術」に改めるとともに、遺伝性疾患等の防止のための優生手術及び精神病患者等に対する本人の同意によらない優生手術に関する規定（3条1項1号及び2号並びに4条から13条まで）と、
5 遺伝性疾患等の防止のための人工妊娠中絶に係る規定（14条1項1号及び2号）並びに都道府県優生保護審査会及び優生保護相談所に係る規定（16条から24条まで）を削除するものであった。

平成8年改正の結果、母体保護法により不妊手術が行われるのは、「妊娠
10 又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」（3条1項1号）又は「現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下
するおそれのあるもの」（同項2号）のいずれかに該当する者に対し、本人
の同意及び配偶者があるときはその同意を得て行う場合（ただし、未成年者
を除く。同項柱書）と、同項各号に掲げる場合にその配偶者について同項の
15 規定により行う場合（同条2項）に限定された。

(3) 一時金の支給に係る立法

平成31年4月24日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「一時金支給法」という。）が成立した。

20 一時金支給法は、優生保護法に基づき、又は同法の存在を背景として、多数の人々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年改正までの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたとし、そのことに対し、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。」と前文に規定した上、優生
25 保護法が施行されていた昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に同法に基づく優生手術を受けた者（ただし、母体保護のみを理由に同

ぶりプロダクティブ・ライツという人格的生存に不可欠な人権を侵害されたのみならず、あらゆる人権保障の根幹をなす個人の尊厳（人間としての価値を否定されない状態）を侵害された。これを敷衍すると、以下のとおりである。

(1) 原告の感じた苦痛等

5 原告の本件優生手術時及び術直後の不安感及び恐怖心は計り知れなかったが、原告は、術後も痛みを苦しんだ。すなわち、原告は、本件優生手術後、10日間ほどは激しい痛みを苦しみ、その後も痛みのためにまっすぐに歩くことができず、腰を曲げた不自然な態勢での生活を余儀なくされた。原告は、本件優生手術後しばらくしてから、修養学園の先輩から、「子どもが生まれ
10 ないような手術をしたんだよ。」と教えられ、本件優生手術を意思確認もなく受けさせられたことに、強い憤りと弱い立場の子どもゆえに苦情を言えない悔しさを覚えた。

原告は、その後成人になり、知人や親戚の結婚・出産を知る中で、子どもを持つ権利を奪われたことが人生に与える意味の大きさと屈辱を日に日に強く感じるようになった。当時は子どもを持つことが当然とされる社会的風潮
15 にあり、子どもを持つことができない身体では結婚の前提条件を欠くものとみなされる状況にすらあった。原告は絶望感を覚え、自身に「結婚することを諦めなければいけない。」と言い聞かせて生活してきた。原告は、自身が不良な行動をとったために修養学園に入ることになり、そのような不良行為
20 を理由として本件優生手術を受けさせられたものと理解しており、本件優生手術を受けさせられたことは、自らが「不良」であるとの烙印を押されたということであり、原告はかかる認識により自尊感情を害され、本件優生手術について、周囲の者に打ち明けられないまま、ひた隠しに隠し続けていた。

原告は、昭和47年、縁があり亡妻と結婚し、自然に子どもを望むようになったが、亡妻に対しても本件優生手術のことを打ち明けることができなかった。知人や親戚は、子どもができないことについて亡妻を責めるような言
25

動を見せることがあり、原告は、その圧力に耐える亡妻を間近で見ながら、ずっと亡妻を欺いているかのような罪悪感を抱き続けていた。原告は、再び子どもを持つことができる身体に戻せないか産婦人科に相談に行ったこともあるが、できないとの現実を突きつけられ、自分から子どもを持つ能力を奪い、亡妻を欺かざるを得ない立場に貶めた本件優生手術に改めて強い憤りを感じていた。亡妻を欺いているかのような罪悪感は、結婚生活の全期間にわたり原告を苦しめ続けた。原告は、亡妻が亡くなる直前に亡妻に本件優生手術を打ち明けたが、亡妻が、原告を責めたり怒ったりせず、穏やかに息を引き取ったことは、原告にとって唯一の救いであった。

平成30年1月、優生手術を受けた者による国家賠償請求訴訟が仙台地方裁判所に提起された（以下、この訴訟を、その後追加提訴されて併合された訴訟を含めて「仙台訴訟」という。）旨の報道を見た原告は、自分が受けた手術と同じであると感じた。原告は、この後、姉から、原告が優生手術を受けた事実を聞かされ、姉が祖母から本件優生手術のことを聞かされながら家族にさえ秘密にするなど深い悲しみを抱いていたことを知り、申し訳ない思いになった。

原告は、いまだに亡妻の親戚や友人、知人に対し、本件優生手術や本件訴訟のことを打ち明けることができない。これらを打ち明けることは、自らが「不良」であるとの烙印を押されたことを知らしめることにほかならず、国の主導による優生思想払拭のための取組がされず、いまだに優生思想が根強く残存する社会において、かかる自らの烙印を周囲の者に知られれば、新たな差別の被害を受ける可能性すらある。優生思想によってもたらされた原告の被害は、現在もなお継続している。

(2) 個人の尊厳（憲法13条）の侵害

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定する。これは、個人の尊厳すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するとい

う個人主義原理を表明したものであり、憲法の基本原理として国政全般を支配するものである（最高裁判所昭和22年（れ）第201号昭和23年3月24日大法廷判決・集刑1号535頁，甲A32）。また、個人の尊厳（人間の尊厳）の原理は、広く人権を承認する根拠となるものであり、憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」を支えるものである。のみならず、個人の尊厳の原理は、同じく憲法の基本原理である「国民主権」をも支えるものである。そのため、個人の尊厳（人間の尊厳）の原理は、基本的人権（自由の原理）と国民主権（民主の原理）の双方の由来となっている「最も基本的な原理」であるとされている。憲法が、その原理を13条前段において改めて宣明している意味は極めて大きい。

以上のおおり、憲法13条が保障する個人の尊厳とは、個人があるがままで尊重されることであり、何らの条件付けもなく、基本的人権を享受し、生きること、社会に存在することが当然に保障されることであり、個人の人格の尊厳こそが最高の価値である。個人の尊厳が保障されなければ、憲法が定めるあらゆる基本的人権は何らの意味をも有しないことになる。だからこそ、個人の尊厳が絶対不可侵であることを憲法は確認するのである。

原告を含む優生手術の被害者は、優生手術によって憲法がその人権保障の中核として定める人としての社会における価値を否定された。これは個人の尊厳に対する侵害そのものである。そして、優生保護法によって植え付けられた社会におけるスティグマがゆえに、優生手術の対象者は、家族のことなどを思って名乗りを上げられず、被害者同士が孤立している状況にある。原告は、本件優生手術によって人生の選択肢が不当に制限され、個人の人格形成にとって重大であり、個人の尊厳に関わる人生被害を被り、人として当然に有するはずの人生における発展可能性を失ったが、上記状況が、原告に対する権利侵害をより深刻にしている。

国家による個人の尊厳の侵害は、国家が被害者の個人の尊厳を回復するた

めの措置を講じ、被害者もまた憲法の保障する個人の尊厳を享受する主体であることを社会に対して示さない限り、その侵害状態が除去されることはない。具体的には、国家自らが優生思想及び優生手術の過ちを認めることはい
うまでもなく、優生思想及び優生手術の被害に係る真摯な検証を踏まえて、
5 今なお社会に根強く存在する優生思想、偏見・差別を完全に払拭し、被害者が社会において人として尊重されるべきであることを改めて浸透させるべく主体的に取組を推し進めない限り、被害者の個人の尊厳が真に回復することはなく、その侵害状態は継続する。国家が自ら保護すべき個人の尊厳を侵害した場合において、その侵害状態を除去するのは当然国家の義務である。原告は、本件優生手術によって、個人の尊厳を侵害され、その侵害状態は現在
10 に至るも継続しているのであり、本件では、原告の基本的人権を回復するに足る措置を十分に講じているかが問われている。

(3) 身体に関する不可侵性の権利（憲法13条）の侵害

憲法13条による個人の尊厳と幸福追求権の保障は、個人の生来有する身体機能を保持する権利を当然に導く、最も重要な基本的権利である。あらゆる自由、幸福追求の基礎をなす生命に対する権利は、身体が自由であって初めて享受することができるからである。それゆえ、生命を維持している身体に対する侵害からの自由が保障される。このように、生命及び身体に対する権利として、個人の生命・身体が国家によって侵害されないことが同条で保
15 障され、身体への侵襲は原則として許されない。

また、原告が本件優生手術を強制的に受けさせられたのは14歳の時であり、本件優生手術は、児童の権利に関する条約が禁止する児童に対する虐待にも該当する。すなわち、同条約19条は、「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取
20 扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」ことを締結国に義務

付けており、子どもの権利委員会は、平成18年の一般的意見9号（甲A128）で、障害児に対する強制不妊手術の慣行が蔓延していることに対する深い懸念を表すなどしている。このように、強制不妊手術は、条約等により、子どもにとってはとりわけ重大な権利侵害であることが確認されている。

5 (4) 残虐な刑罰に相当する行為であること

ア 絶対的禁止（憲法36条）の侵害

憲法36条は「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と定めているところ、「残虐な刑罰」とは、判例、学説上、「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残虐と認められる刑罰」と解されている（最高裁判所昭和22年（れ）第323号昭和23年6月23日大法廷判決・刑集2巻7号777頁，甲A34）。

憲法36条は、直接的には被疑者、被告人や罪を犯した者に対する国家による残虐行為を禁止する規定ではあるが、罪を犯していない者に対する国家による残虐行為を許容するものではないことも明らかである。憲法は、国家による国民に対する残虐行為が絶対的に許容されないことを前提に、とりわけ被疑者や被告人に対して拷問や残虐的な取扱いがされやすいという歴史的背景を踏まえて、将来にわたってこれを防ぐため、特にこの点を明文で規定したものである。したがって、国家が国民に対して残虐な刑罰に相当する行為を行うことは絶対に許容されるものではなく、同条は、行政手続にも適用ないし準用されるものというべきである。

そして、優生保護法は、障害のある者等を「不良」、「劣性」と位置付け、「悪質な素質の遺伝による国民素質の低下を防止」すること、「民族の逆淘汰を防ぎ国民優化の理想に向かって前進する」ことを優生手術の目的としたところ、このような優生手術は、それ自体が、身体の一部をその同意なしに奪い取る「残虐」で「非人道的」な身体刑に相当する手術であり、一切の例外なく是認されない行為である。強制的な不妊手術は、行政

5 手続においても、憲法36条の適用ないし準用により絶対的に禁止される
ものである。刑罰の対象すら存在しない状況で、その者たちの生殖能力を
奪うという残虐な仕打ちを与える優生手術は、少なくとも実体的・手続的
保障が定められている国による処罰（刑罰）と比べても、更に極悪非道な
処遇である。

イ 条約上も禁止される行為であること

市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）
7条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける
取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医
10 学的又は科学的実験を受けない。」と規定し、「手指の切断、去勢、不妊
手術、目を見えなくすることなどの体罰は間違いなく残虐な、非人道的な
刑罰である」とされている（甲A35）。

また、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は
刑罰に関する条約（日本は平成19年に加入）は、「拷問」を「身体的な
15 ものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える
行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本
人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を
罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他こ
れらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、
20 かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若
しくはその同意若しくは黙認の下に行われるもの」（1条）と定義し、こ
れを一切禁ずる。この「拷問」は、上記アと同様、その趣旨から、刑事手
続に関連する行為に限定されるものではなく、国家が関与して実行される
「人に重い苦痛を故意に与える行為」であればこれに該当し、優生手術も
25 これにより禁止されると考えるべきである。

ウ 以上のように、優生手術の行為それ自体が、身体の一部をその同意なし

に奪いとるといった「残虐」で「非人道的」な身体刑に相当する手術であり、一切の例外なく是認されない行為である。強制的な不妊手術は、憲法36条により絶対的に禁止され、行政手続においても、同条の適用ないし準用により絶対的に禁止されるものである。条約上も禁止されることが当然に確認されてきたものであり、極めて重大な人権侵害である。

5 (5) 子どもを持つ選択権（憲法13条）の侵害

子どもを産むか産まないかは人としての生き方の根幹に関わる決定であり、子どもを産み育てるかどうかを自らの自由な意思によって決定することは、幸福追求権としての自己決定権（憲法13条）として保障される。同条は、
10 個人的人格的生存に不可欠な重要事項についての自己決定権を保障しており、最も私的な領域に属する内容の一つである性と生殖に関する事柄は、第三者の干渉、特に国家による干渉を受けることなく、本人の完全なる自由な意思によって決定されるべきだからである。生殖能力を有し、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決定することは、リプロダクティブ・
15 ライツ（性と生殖に関する権利）として、全ての個人とカップルに自己決定権として保障される自然権的な権利でもある。この権利の重要性は、憲法24条2項が、家族形成に関する事項について立法するに当たっては、個人の尊厳に立脚して制定すべき旨を規定していることから基礎付けられる。優生保護法及び同法に基づく優生手術は、生殖機能を国家の積極的な政策により個人の意思を踏まえず強制的かつ永久的に奪うものであり、人の生命の誕生、
20 個人の生き方、家族形成等に関する重要な権利である性と生殖に関する権利としての自己決定権を根本から侵害するものである。本人の同意なく強制的に実施される優生手術は、対象者の自己決定権としてのリプロダクティブ・ライツを侵害することは明らかである。

25 原告は、当初は、本件優生手術を理由に婚姻の権利の実現すら諦めかけており、婚姻後も、リプロダクティブ・ライツという基本的な人権を正当な理



由なく将来にわたって一方的に奪われたことが長期間原告を苦しませ続けた。亡妻に対し、亡くなる直前まで本件優生手術を伝えることができなかったことが、原告の苦しみを如実に語っている。原告の自己決定権としてのリプロダクティブ・ライツの侵害が憲法13条に違反することは明らかである。

5 (6) 平等原則（憲法14条1項）違反

憲法14条1項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であると解すべきとされており（最高裁判所昭和37年（才）第1472号昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁，同裁判所昭和45年（あ）第1310号昭和48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁等），人は全て法の下
10 に平等に扱われるべきであって、合理的な理由なしに異なる扱いを受けることは同項が定める平等原則に違反する。

優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという目的のため、遺伝性疾患，精神障害，ハンセン病等を有する者や顕著な犯罪傾向のある者に対してのみ，一定の要件の下で，「悪質な素質の遺伝による国民
15 素質の低下を防止」，「低能者の増加による民族の逆淘汰の防止」といった目的に基づき優生手術及び人工妊娠中絶を実施することができるとしていた。

当該差別的取扱いは、上記各最高裁判所の判例が述べる規範に照らせば、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り許容されない。
20 しかし、優生保護法の上記立法目的は、「悪質」，「国民素質の低下」，「低能者」といった根拠のない偏見に基づくものであり，かかる差別的取扱いを合理的として許容する余地は一切ない。人は全て生まれながらにして尊厳と権利につき平等であり，特定の疾患や障害があることをもってこの理念を覆し，人を「不良」，「劣性」とみなすことなど到底正当化できるものではなく，これらの者を優生手術及び人工妊娠中絶の対象とすることは著しく
25 不合理である。にもかかわらず，特定の疾患や障害があることを理由に，そ

の人を「不良」，「劣性」であるとみなす優生保護法及び同法に基づく優生手術は，障害のある者等を対象とした差別的取扱いにほかならず平等原則に違反する。また，憲法14条1項は，平等原則のみならず，個人の人権としての平等権を保障していると解されることからすれば，優生保護法及び同法

3 本件優生手術の国賠法上の違法性等

(1) 優生保護法は違憲・違法な法律であり，同法に基づく優生手術も重大な人権侵害を伴う違憲・違法な手術である。優生手術は，個人的人格価値を「不良」，「劣性」なものとして否定し，国民一人一人が固有の価値を有する人間として遇される権利としての個人の尊厳を直接的に侵害するものである。もちろん，優生手術は身体に対する重大な侵襲行為により，個々人が生まれながらに有するかけがえのない身体機能を残酷に奪い取るものでもあった。また，優生手術を受けた個人は，手術時のみならず人生をかけて，子どもを持つ選択権を永久に奪われた苦しみを味わうことになったのであり，優生手術は性と生殖に関する権利としての人格的自律権（自己決定権）を根本から侵害するものであった。このような残虐で非人道的な手術は，一切の例外なく絶対的に禁止されている残虐な刑罰に相当する行為である。障害のある者や顕著な犯罪の傾向のある者等を対象としたこのように残酷な手術が不当な差別に当たることには，疑いを差し挟む余地がない。

優生手術は個人の尊厳に対する重大な侵害であるとともに，身体に関する不可侵性の権利（憲法13条，36条），性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ，憲法13条），平等原則（憲法14条1項）に違反する違憲・違法な手術である。

(2) 被告は，上記(1)のとおり違憲・違法な優生手術を許容又は強行する法律である優生保護法を制定・施行したのであり，本件優生手術の当時，同法を所管していた厚生大臣は，国家公務員としての憲法尊重擁護義務（憲法99条）

を負っており、本人の同意によらない優生手術を実施しないよう、都道府県知事を指導すべき注意義務を負っていた。にもかかわらず、厚生大臣は、違憲・違法な優生手術をむしろ積極的に実施させたものであり、これは、上記注意義務に著しく違反するものであった。原告に対する本件優生手術も、当該注意義務違反に起因して行われたものであるから、被告は、このような厚生大臣の公権力の行使たる職務行為につき、国家賠償責任を負う。

また、宮城県優生保護審査会は、原告に対する本件優生手術の実施について、漫然と審査して手術が適当である旨の決定をし、重要な手続を履践しなかったものである。優生手術の実施に関する事務は被告の機関委任事務であるから、委任者たる被告は、国賠法1条1項に基づき、宮城県優生保護審査会の注意義務違反により原告に生じた損害を賠償すべき義務を負う。

(3) 以上の次第であり、原告に対する本件優生手術の実施は違憲であり、かつ、国賠法上違法である。被告は、本件優生手術の実施について、国賠法1条1項に基づき損害賠償義務を負う。

4 原告の被告に対する損害賠償請求権への民法724条後段不適用

(1) 民法724条後段所定の期間の起算点

ア 最高裁判所は、炭鉱労働者が採掘作業の際に吸い込んだ粉じんにより、徐々に肺機能が低下し、相当期間経過後に重度の肺機能障害や肺がんなどを発症した事案において、民法724条後段所定の除斥期間の起算点たる「不法行為の時」について、「加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合

に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである」と判示した（最高裁判所平成13年（受）第1760号平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁。以下「最高裁平成16年判決」という。）。

最高裁平成16年判決の趣旨を踏まえれば、民法724条後段所定の期間の起算点の判断に当たっては、① 損害の性質、② 期間を進行させることが被害者に酷であること、及び③ 加害者の事情を検討し、実質的に判断すべきである。

イ 損害の性質

本件優生手術により原告が受けた苦痛等は、上記2(1)のとおりである。すなわち、原告は、何も知らされず、強制的に本件優生手術を受けさせられたのであり、子どもができなくなる手術を受けさせられたことを認識した後、父親に対する怒りや憎しみを抱かざるを得ない状況に陥ったほか、家族形成においても将来に不安を抱かざるを得なくなるなど精神的苦痛を抱きながらの生活を送らざるを得なかった。昭和30年代から昭和40年代にかけての我が国の社会においては、結婚して子どもを持つことが当然のことと捉えられ、生殖能力があることが結婚の前提条件として重視されていたことから、生殖能力のない者はこれを欠くものとして、社会から肩身の狭い思いを強いられる風潮があった。このような社会風潮の中で、優生手術を受けた者は、結婚の機会を奪われ、社会的に苦しい立場に追いやられたのであり、加えて、優生思想に基づく様々な偏見や差別の下で、優生手術が実施されたことを秘密にせざるを得なかった。原告も、当初は結婚を諦めていたほか、結婚後に子どもを期待する周囲からの声に苦しむと

ともに、亡妻に対しても生殖能力がないことを伝えられないことによる罪悪感に苦しんだほか、死の直前まで告白できなかったことで、亡妻に対して申し訳ないという気持ちを抱いている。さらに、原告は、仙台訴訟が提起された後、優生手術の実態を知ったほか、原告の姉に、本件優生手術の
5 ことを秘密にさせることにより悲しみを負わせていたことを知り、申し訳ない気持ちとなった。原告は、現在もなお、報道機関からの取材には応じる決意をしたものの、亡妻の親戚や友人、知人等に対してその苦しい心中を告げることができず、社会から差別を受けるかもしれないという恐怖に怯えている。これは、現在も国が優生手術を正当化しており、優生思想が
10 根強く残存する社会において、一度押された「不良」という烙印が知られることにより、新たな差別の被害を受ける可能性があるからである。原告は、その苦しみ、悲しみ等に国が向き合ってくれないことに憤りを感じ、その苦悩は提訴後もいまだ止んでいない。

以上のように、原告が被った損害は、本件優生手術に伴う優生施策の普及、促進、その後の不作為による損害と拡大し、現在に至っても継続して
15 いるものであり、原告の生涯にわたり継続しているものである。このような損害は、「人生被害」というべきであり、一体の損害としてとらえなければ捕捉しきれず、全体として一体的に評価しなければならない。

ウ 期間を進行させることが被害者にとって酷であること

被告は、過去の優生手術が適法である旨主張し続け、その被害の実態調査すらしていなかったものであり、優生手術を受けた者がその手術内容を理解していない状況も見られたことからすれば、優生手術を受けた者が損害賠償請求権を行使することができる状況ではなかったものであり、上記イの損害の性質からしても除斥期間内の訴訟提起は困難であったといえる。
20

すなわち、我が国の強制不妊手術については、1990年代から国際社会において批判が続けられていたにもかかわらず、日本政府は、国際連合
25

(以下「国連」という。)の自由権規約委員会に対する自由権規約40条1項(b)に基づく第5回政府報告(甲A8)において、対外的に、優生保護法に基づく強制不妊手術が適法であり補償する考えがないことを明言するなど、同手術を受けた者を含む国民をして、同法に定められた事柄が憲法上相当の根拠を有するものであったとの推測を与え、優生保護法が憲法違反の法律であったと考えるはずもない状態にしていたものであり、原告において、優生保護法の違憲性を問う国家賠償請求訴訟を提起することを期待することは酷である。同様の趣旨は、松本克美教授の意見書(甲A147)においても、指摘されている。

また、被告(厚生労働省)は、平成30年に至ってようやく、優生保護法に基づく優生手術の被害の実態調査や証拠保全に着手したものであり、それまで調査等を怠っていたものである。被害の実態すら明らかになっていない状況において、優生手術を受けた者に、被告に対して損害賠償請求をするよう求めることも酷である。

そもそも、優生保護法に基づく強制不妊手術においては、手術当時、手術内容の説明を受けなかった者も多く確認されており、原告も、本件優生手術が同法に基づく優生手術であることを認識したのは、平成30年1月の仙台訴訟の提起後であった。手術の内容を十分に理解していなかった原告に、その権利行使を要求するのは酷である。

加えて、上記イでも主張したとおり、原告を含む優生手術の被害者は、生殖能力を奪われ、また、スティグマを押されたことによる被害に長年苦しんでおり、そのため家族や親しい友人にすら優生手術の事実を知らせることを躊躇していたのであって、同事実を公表して国家賠償請求訴訟を提起することは、被告が社会において優生思想の除去を行っていない状況下においては、更なる差別を生み出す可能性が高く、社会通念上極めて困難であったというべきである。

エ 加害者側の事情

被告は、優生保護法を制定し、各都道府県に強制不妊手術の実施を指示していた上、上記ウのとおり、国連の自由権規約委員会の勧告に対して強制不妊手術が適法である旨主張し、正当化していたのである。

5 本件は、加害者である被告が、優生保護法を維持して優生思想を流布することによって、被害者が加害行為の違法性を認識しづらい状況を作成し、さらに、被害者を被差別対象者とすることによって虐げ、加害者に対して
10 権利行使などできるはずもない状況を作成し、その後も、被害者に対し、違法行為を行ったことを積極的に情報提供することも、謝罪することもしなかつた事案である。そして、本件の際立った特殊性は、これらの行為を
一般人ではなく国家権力が行い、あろうことか、自らの行為を正当化する法律（優生保護法）を制定し、その後も、同法及び同法に基づく施策が差別
15 であつた点を認めず、自らの行為の違法性を隠し続けることによって、被害者の権利行使を阻害し続けてきたという点である。

15 以上のように、被告は、自らの加害行為を正当化し、自ら流布した優生思想を除去しないことによって、被害者による権利行使を阻害してきたのである。一方で、厚生省優生保護部会資料・研究報告書（甲A136・最終頁）において、昭和62年3月27日の時点で、優生保護法の目的規定
20 の文言に疑問が呈され、優生手術について人道的な問題が指摘されていたことは、被告が、同法の違憲性及び同法に基づく強制不妊手術が違法であることを認識していたか、認識し得たことを示す。

これらの事実を、加害者である被告に対し、民法724条後段所定の期間経過による恩恵を受けさせるべきではないとの価値判断を強く働かせる
25 ものであり、極めて重要である。

オ 以上からすれば、① 損害の性質、② 期間を進行させることが被害者に
30 にとって酷であること、及び③ 加害者の事情から実質的に判断して、本

件においては、民法724条後段所定の期間制限はいまだ起算していない
というべきである。

5 カ 民法724条後段所定の期間を時効と解する場合、その起算点は、権利
行使につき法律上の障害がなく、権利の性質上、行使を現実に期待するこ
とができる時点を指すことになるが、この場合、上記イからエまでと同旨
の事情ないし理由により、優生手術を受けたことに関する損害賠償請求権
の起算点は、早くとも、仙台訴訟の提起日である平成30年1月30日と
なる。

10 また、仮に、民法724条後段の規定が除斥期間を定めた規定であると
解する場合であっても、そのように解する判例が「権利を行使することが
できる時」を起算点とする同法166条の法意を積極的に排除するもので
はないから、同法724条後段所定の20年の起算点については、同法1
66条に準じた解釈（類推適用）をするべきである。したがって、その起
算点は、上述したところと同様の帰結となる。

15 したがって、いずれの場合も、民法724条後段所定の期間は経過して
いない。

(2) 民法724条後段該当性に係る被告の主張が消滅時効の援用に当たり、信
義則違反又は権利濫用として排斥されること

ア 民法724条後段の規定の法的性質

20 (ア) 除斥期間と解することの不当性

最高裁判所は、民法724条後段に定める20年の期間は除斥期間を
定めたものであると解している（最高裁判所昭和59年（才）第147
7号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209
頁。以下、「最高裁平成元年判決」といい、この見解を「除斥期間説」
25 という。）。しかし、次のとおり、上記20年の期間は時効期間を定め
たものであると解すべきであり（以下、この見解を「時効説」とい

う。），最高裁平成元年判決は変更されるべきである。

最高裁平成元年判決は，除斥期間説を採用する理由として，① 民法724条がその前段で3年の短期の時効について規定し，更に後段で20年の長期の時効を規定していると解することは，不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の趣旨に沿わず，② むしろ同条前段の3年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが，同条後段の20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるからである旨説示している。

しかし，最高裁判所平成5年（オ）第708号平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁（以下「最高裁平成10年判決」という。）における河合伸一裁判官の意見（以下「河合意見」という。）や最高裁判所平成20年（受）第804号平成21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁（以下「最高裁平成21年判決」という。）の田原睦夫裁判官の意見（以下「田原意見」という。）が指摘するように，時効説によっても，法律関係の速やかな確定に寄与するものと評することができるのであるから，上記①の部分は，除斥期間説を採用する根拠とはならない。

また，河合意見及び田原意見が指摘するように，取引関係者の法的地位の安定などが要請される場面であればまだしも，不法行為に基づく損害賠償請求権については，除斥期間の制度趣旨から考慮すれば，除斥期間を適用する必要性は否定される。そして，上記②の部分は，不法行為に基づく損害賠償請求権の権利者が民法724条後段所定の期間内にこれを行使しなかった場合に，当該事案における具体的事情を審理判断し，その内容によっては例外的に上記期間経過後の権利行使を許すこととす

るのか、それともそのような審理判断をすることなく、常に期間経過の一事をもって画一的に権利行使を許さないこととするかという問題の中核について、十分な理由を示すことなく、結論ありきの理由を述べたものにすぎない。

5 このように、最高裁平成元年判決が除斥期間説を採用する根拠として挙げる理由は、いずれも不適切である。

 さらに、最高裁平成元年判決は、除斥期間説を採用し、時の経過によって請求権が絶対的に消滅したものとして、相対的な事情（信義則違反や権利濫用の有無）を考慮しないこととしたにもかかわらず、最高裁平成10年判決や最高裁平成21年判決においては、「正義・公平の理念」なる概念を持ち出し、当該事案における相対的な事情を考慮した上で、民法724条後段の規定の適用を制限している。このような判断に対しては、田原意見において、「多数意見は、本件事案にかんがみ法的には既に消滅している請求権の行使を認めるものであって、論理的には極めて困難な解釈をしているものと言わざるを得ない。」と指摘されるなど、
10 学説からも、最高裁平成10年判決と除斥期間の概念とが論理的に矛盾している旨の批判が向けられているところである。

15 (イ) 時効説の妥当性

 民法724条は、沿革的に後段を含め消滅時効を規定したものであり、立法過程においても、同条後段を除斥期間とするという議論がされたこと
20 はない。同法起草委員らも、20年の長期期間につき「亦同シ」という文言を使うことにより、前段の「時効ニ因リテ消滅ス」を受けるとして時効期間を定めたものとされている。上記起草委員の一人である梅謙次郎によるものを含む同法制定時の条文解説書（甲A46から48
25 まで）の記載からも、同法制定当時、同法724条後段の規定が消滅時効を定めたものとされていたことは明らかである。

また、民法724条後段の「同様とする」は、文理上、前段の「時効によって消滅する」を受けていると解するのが自然であり、このことは、河合意見や田原意見においても指摘されている。学説においても、除斥期間説は痛烈に批判されており、時効説が通説であるし、田原意見が指摘するように、時効説を採用することは近年の世界の潮流にも沿うものである。

平成29年法律第44号による改正後の民法において、724条は、20年の期間についても消滅時効であることが明示されたが、これは、もともと時効と解すべきところを、判例が誤った解釈をして除斥期間説を採っているため、被害者救済が不十分となっていることから、このような解釈の余地を封じるため行われたものであり、実質的な法改正ではなく、時効であることを「確認」したものにすぎない。

(ウ) 結論

以上のとおり、民法724条後段の規定は、時効を定めたものと解すべきであることは明らかである。

イ 被告による消滅時効を援用する旨の意思表示が信義則違反又は権利濫用として排斥されること

(ア) 民法724条後段の規定が時効を定めたものと解する場合、仮に時効が完成しているとしても、被告において、同条後段に該当する旨を主張することが信義則違反又は権利濫用と評価される場合には、当該主張は排斥される。

(イ) 判断基準

一般に、信義則違反又は権利濫用の有無は、不法行為制度の目的が損害の公平な分担を図ることである点に鑑み、① 被害者において権利行使をしなかったことに関するやむを得ない事由の有無、② 当該不法行為の内容や結果、③ 双方の社会的・経済的地位や能力、④ その他諸

般の事情を考慮し、法定期間経過を理由に損害賠償請求権を消滅せしめることが公平の理念に反するといえるか否かによって判断すべきである（河合意見参照）。

この判断において、最高裁判所平成18年（行ヒ）第136号平成19年2月6日第三小法廷判決・民集61巻1号122頁（以下「最高裁平成19年判決」という。）が、「訴訟を提起するなどして自己の権利を行使することが合理的に期待できる事情があったなどの特段の事情のない限り、信義則に反し許されないものと解するのが相当である。」と判示していることが、加害者が被害者の権利行使を阻害してきたという経緯がある本件においても大いに参考になる。本件において、上記①から④までの考慮要素を検討する際には、原告が「自己の権利を行使することが合理的に期待できる事情があったなどの特段の事情」がない場合には、原則として、被告が民法724条後段所定の期間制限を援用することは信義則違反又は権利の濫用に当たるとして、排斥されなければならない。

(ウ) 本件への当てはめ

a 被害者において権利行使をしなかったことに関するやむを得ない事由の有無（上記(イ)①）

最高裁平成19年判決では、法令の根拠を有しない通達を理由として不当な行政決定を行った事例において、「通達に定められた事項は法令上相応の根拠を有するものであるとの推測を国民に与えるものであるから…（略）…その行使を期待することは極めて困難であったといわざるを得ない。」と判示しており、これとパラレルに考えれば、通常、法律に定められた事項は、憲法上相応の根拠を有するものであるとの推測を国民に与えるものであるため、国民において係る法律が違憲であるなどという発想を持つこと自体が極めて困難である。そし

て、上記(1)ウのとおり、被告が、対外的に、優生保護法に基づいて行われた強制不妊手術は適法であるため補償を考えていない旨明言し、その後、対外的にこの見解を変更していないことなどからも、原告が、法律の違憲性を前提とした国家賠償請求訴訟を民法724条後段所定の期間内に行うことを期待することは、極めて困難である。

また、被告は、優生思想に基づき、国民優生法に代わる優生保護法を制定し、積極的に優生手術を推し進めてきたのであり、その後も被告が同法及び優生手術の違法性を認めず、優生思想が社会に蔓延している経緯及び現状に鑑みれば、原告を含め優生手術を受けた者が、優生手術の適法性に疑問を抱き、優生思想が蔓延する社会に異を唱える形で国に対して国家賠償請求をすることなどおよそ不可能であった。

さらに、上記2(1)及び同(1)イのとおり、原告を含む被害者は、生殖能力を奪われ、また、スティグマを押されたことによる被害に長年苦しんできたものであるほか、被告の不誠実な対応が原因となり、原告は、自らに施された手術が優生保護法に基づく優生手術であり、国によって行われたものであるということ、平成30年1月30日に仙台訴訟が提訴された旨の新聞報道を見るまで知らなかったのである。

ここで重要なことは、原告が本件優生手術の実態を最近まで知ることができなかつたのは、加害者である被告が、被害の実態を明らかにし、原告に対して法益侵害の内容を情報提供しなかつたことに原因があるということである。被告は、公権力を有し、その存在意義は原告ら国民の人権・権利を保障することにあるところ、自ら作出した法益侵害の内容を原告に告げて原告が被告に対して正当な権利行使をできるように説明することなく被害を放置し続けたのみならず、法益侵害は適法であったと公言し、その結果として、原告において民法724条に定める期間制限内に権利行使ができない状況を作り出し続けていた

のである。この責任は、被害者である原告ではなく、被告が負わなければならない。このような法理は、最高裁平成19年判決でも判示されているところである。

5 本件の被害は構造的に訴えづらいもので、少なくとも2万5000人もの同様の被害者がいるにもかかわらず誰一人として被告に対し損害賠償請求をしていなかったことなども考慮すれば、原告において国家賠償請求の権利行使をしなかったことについてやむを得ない事由があるといえる。

b 当該不法行為の内容や結果（上記(イ)②）

10 優生保護法は違憲であり、違憲の法律によって行われた優生手術も違憲・違法であることは明らかである上、被告は、同法に基づく優生手術を積極的に推進していたのであり、本件優生手術の不法行為としての悪質性及び違法性は顕著である。他方、これにより受けた原告の被害は、上記2のとおり極めて重大かつ深刻な人権侵害である。

15 c 双方の社会的・経済的地位や能力（上記(イ)③）

不法行為による損害賠償請求権は、契約上の請求等と異なり、その行使により法的地位の安定が害される取引関係者等を基本的に観念し得ない。本件の国家賠償請求権についても、加害者である被告（国）と被害者である原告以外に、その行使につき利害関係を有する第三者は存在せず、原告の請求権を認めても法的地位が害される第三者は存在しない。

20 25 そして、被告は、資力や支払能力は十分にある一方、一国民である原告の資力は十分ではない。両者の間には、損害の公平な分担という観点からみたとき、圧倒的な能力差があり、被告が原告の損害を賠償することが損害の公平な分担という法の趣旨にかなう。

d その他諸般の事情（上記(イ)④）

国家賠償請求制度は、「損害填補的機能と国・公共団体の違法な作為・不作為に対する監視的機能を併有している。」とされている（甲A59・155頁）ところ、かかる監視的機能に鑑みれば、民法724条後段の規定の適用に関しては、損害の公平な分担という要請のみならず、国がどのような加害行為を行ったのか、そのような加害行為を裁判所が無責とすることが国家賠償請求制度の監視的機能に照らして適切であるのかという点も重視しなければならない。本件のような非人道的な施策が二度と繰り返されないようにするためには、正義を実現する場である裁判所において被告の責任を明確に認める必要性が極めて高い。また、東京地方裁判所平成13年7月12日判決（判例タイムズ1067号119頁）や同裁判所平成15年9月29日判決（判例時報1843号90頁）においては、除斥期間制度を創設した国に対する同制度の適用には謙抑的であるべき旨指摘している。

そもそも、被告のような公権力の存在意義は、国民の人権・権利を擁護することにあるところ、本件において被告は、差別思想に基づいて非人道的かつ暴力的方法によって原告を含む被害者の人権を不可逆的に蹂躪した。そうであるにもかかわらず、民法724条後段の制度を創設した被告自身が、同制度の恩恵を受けて免責されることは極めて不正義かつ不公平であり、国民の正義を求める法感情からしても納得できない帰結となる。

さらに、原告は、仙台訴訟提起の報道に触れ、自ら受けた手術が優生保護法に基づくもので、その加害者が国であることを知り、直ちに訴訟提起をしているのであるから、権利の上に眠っていたわけではない。また、上記(1)エのとおり、被告は、将来、原告を含む被害者から損害賠償請求がされることについて十分予期できたといえるとともに、本件に国賠法4条、民法724条後段所定の期間制限を適用すること

は、後述するとおり憲法17条の趣旨にも反する。

(エ) 上記(イ)及び(ロ)の説示に加え、本件において、「(原告において) 自己の権利を行使することが合理的に期待できる事情があったなどの特段の事情」(最高裁平成19年判決)は認められないことも考慮すれば、
5 本件においては、民法724条後段所定の期間の経過を理由に損害賠償請求権を消滅せしめることが公平の理念に反することは明らかであり、
本件において被告が消滅時効を主張することは、信義則違反及び権利濫用に当たり許されない。

(3) 民法724条後段該当性に係る被告の主張が「除斥期間の経過」であるとして、
10 当該主張は排斥されること

ア 最高裁平成10年判決、最高裁平成21年判決等においては、民法724条後段の規定が除斥期間を定めた規定であると解しながらも、それを適用することが正義・公平の理念に反する場合には、被害者を保護するために、同条後段の効果を条理によって制限するという判例法理が確立している。
15

すなわち、最高裁平成10年判決は、「その心神喪失の常況が当該不法行為に起因する場合であっても、被害者は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に20年が経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた被害者は、20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得ない。そうすると、少なくとも右のような場合にあっては、当該被害者を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである。」と判示し、最高裁平成21年判決は、
20

「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知る
25

5 ことができず、相続人が確定しないまま除斥期間が経過した場合にも、相続人は一切の権利行使をすることが許されず、相続人が確定しないことの原因を作った加害者は損害賠償義務を免れるということは、著しく正義・公平の理念に反する。このような場合に相続人を保護する必要があることは、前記の時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の規定の適用を制限することは、条理にもかなうというべきである（最高裁平成5年（オ）第708号同10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁参照）」と判示している。これらの判示によれば、最高裁平成10年判決の先例としての価値は、被害者による権利行使を民法724条後段所定の期間の経過によって排斥することが「著しく正義・公平の理念に反する」場合には、「当該被害者を保護する必要があり、その限度で同条後段の効果を制限することが「条理」にかなうと判断している点にあるといえ、また、このような条理は、同法158条、160条などの個別法よりも上位の法概念であるため、これを適用するために個別法が必要となるということもない。最高裁平成10年判決及び最高裁平成21年判決は、権利者による権利行使を著しく阻害する事情がある場合に消滅時効が完成せず停止することを典型的に定める同法158条から161条までの規定から、「権利者の権利行使を著しく阻害する事情がある場合には、（消滅時効のみならず）除斥期間も成立しない。」との一般法理を導出したものである。

20 以上のように、民法724条後段の規定が除斥期間を定めた規定と解する場合であっても、その規定を適用することが正義・公平の理念に反する場合には、被害者を保護するため、同条後段の効果を条理によって制限すべきである。また、上記規定の適用につき、信義則違反又は権利濫用の主張が許されるべきものである（甲A134・13頁、147・53～54頁）。

イ 被告は、正義・公平・条理の観点から民法724条後段所定の期間制限の適用を排除するためには、「時効の停止のような除斥期間の規定の適用を制限する根拠となる規定」があることが必須である旨主張する。

しかし、被告が主張する見解については、松本克美教授がその意見書（甲A147・51頁）で痛烈に批判している上、最高裁平成21年判決は、最高裁平成10年判決のうち「民法158条の法意に照らし」と判示した箇所をあえて引用していないのであって、この点からも、被告の上記主張は誤っているとわざるを得ない。

ウ 上記(2)イで述べた事情は、民法724条後段の規定が除斥期間を定めた規定であると解する場合であっても、同様に当てはまるものである。したがって、本件に同条後段の効果を発生させることは、著しく正義・公平の理念に反し、また、信義則違反・権利濫用というべきであるから、除斥期間を理由に原告の請求を理由がないとする被告の主張は、排斥されるべきである。

(4) 憲法17条の趣旨により本件に国賠法4条、民法724条後段の規定を適用することは制限されるべきこと

ア 憲法17条は、単に国家無答責を否定しただけではなく、憲法の根幹的価値である国民の基本的人権の保障を、損害賠償の側面から実質的に担保したもの、すなわち、国家賠償責任制度は、国家監視機能を有しているといえる。

そうだとすれば、国賠法の解釈適用に当たっては、国家監視機能を十分に尊重すべきであり、硬直的に適用して国家監視機能を没却すべきではない。そして、憲法17条を受けて制定された国賠法は、一般に民法の不法行為の規定を準用しているところ（国賠法4条）、国家による人権侵害については、当然、民法の規定、特に同法724条後段の加害者の責任免除規定の適用が許されない事案は存するのである。このことは、① 権利侵

害の主体が国家であり，私人間の損害賠償とは当事者間の権力関係が根本的に異なること，② 代位責任を原則としている国賠法において，権力を独占した国の組織全体による苛烈な人権侵害という態様を予定していないこと，③ 国家が合法的に人権侵害行為を働くことは，国策として被害者をあぶり出し，かつ，被害者自身が被害の実態を認識できず，一方的かつ全国規模の人権蹂躪をもたらすこととなり，民法の想定外であること，④ 私人間ひいては社会において求められる法的安定性と異なり，国家による違憲・違法行為によって生じた状態について，国家の責任を問わず法的安定性を求める必要性がないこと等に鑑みれば，論を待たない。

イ(ア) 国家による人権侵害につき国賠法4条を介して民法724条後段の規定を適用することが，憲法17条の趣旨に反し違憲・違法となるかは，かかる人権侵害行為の態様，これによって侵害される法的利益の種類及び侵害の程度，免責又は責任制限の範囲及び程度等に応じ，当該規定を適用することの目的の正当性並びにその目的達成の手段として免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべきである。

(イ) 本件は，上記2のとおり，個人の尊厳（憲法13条）のみならず，身体の不可侵性の侵害（憲法13条），自己決定権の侵害（憲法13条），残虐な刑罰の絶対的禁止（憲法36条），平等原則（憲法14条1項）違反，性と生殖に関する自己決定権の侵害（憲法13条）という非常に広範な人権侵害を伴うものである。そして，本件優生手術から20年以内に国賠法に基づく損害賠償請求をすることによって被害回復することは，上記(2)イ(ウ)のとおり，およそ不可能であった。

(ウ) 優生保護法による強制不妊手術における「強制」は，多くの被害者に対して欺罔や麻酔という本人に手術自体の存在を感知させない方法で行われてきており，実際に，原告に対する本件優生手術も，「悪いとこ

ろ」があるという虚言を用いて、実態が分からないまま行われていた。また、優生保護法自体が「不良な子孫」というスティグマを本人と家族に対して刻み付けるものであり、手術が行われたことを家族の中ですら口にできない実態を醸成してきた。手術を受けたこと自体がタブーとして扱われる中で、各被害者がお互いに繋がることもできず、自分の被害の実態を知ることもなく、孤独な苦しみを抱えたまま何十年も生きてきたのである。

このように、被告は、優生手術の実施により、長年にわたり「合法」の名の下に被害者にスティグマを刻み付け、国策として被害者をあぶり出し、かつ、被害の実態を被害者が分からない、声も上げられないような状況に囲い込み続け、およそ国賠法に基づく損害賠償請求権を行使できなくさせた。にもかかわらず、国賠法4条を介した民法724条後段の規定が適用されるとすると、上記重大な基本的人権の侵害によって生ずる損害賠償請求権について、加害者において免責されることとなり、被害者にとっては、個人の尊厳の回復が永遠に不可能となる。

したがって、国賠法4条、民法724条後段の規定の適用により侵害される法的利益は、非常に深刻かつ重大である。

(エ) 本件について、国賠法4条を介して民法724条後段の規定を適用し、被告を免責することは、原告のみならず、各地にいまだ埋もれている数万人の被害者全てについての賠償請求権を奪うことと同義である。国家を挙げて重大な人権侵害を行っていながら、時の経過の一事をもって法的責任を一切問われたいとするのは、上記アの国家賠償制度の公権力監視機能からしても、不相当に広範な責任制限であるといえる。

(オ) 他方で、加害者である国家は、過去の不法行為に関する裁判の遂行、事実の調査及びその賠償を行うのに十分な社会的・経済的地位を有しており、そのような加害者の「法的安定性」の保護という目的の正当性は、

5 なお、上記改正に係る附則 3 5 条 1 項は、不法行為等に関する経過措置として、改正後の民法施行の際既に改正前の民法 7 2 4 条後段所定の期間が経過している場合には、なお従前の例による旨定めているのであり、この点からも、上記議論が直ちに改正前の民法の解釈を変更させるものではないことは明らかである。

2 民法 7 2 4 条後段所定の除斥期間の起算点

10 (1) 国賠法 4 条により適用される民法 7 2 4 条後段の規定によれば、除斥期間の起算点は「不法行為の時」であるところ、原告の主張を前提とすれば、主位的請求に係る損害賠償請求権における「不法行為の時」とは、原告に対する本件優生手術が実施された時と解するのが相当であり、原告によれば、それは昭和 3 2 年春頃とのことであるから、上記損害賠償請求権は、昭和 5 2 年春頃の経過をもって、除斥期間の経過により当然に消滅したものである。

15 民法 7 2 4 条後段所定の 2 0 年の期間は、被害者側の認識いかんを問わずに一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの（最高裁平成元年判決）であることからすれば、原告が主張するような、本件優生手術が違憲・違法であるとの認識を持つことができなかつたという原告の主観的認識によって上記期間の起算点を判断することは、その趣旨・性質に反するものである。

20 (2) これに対し、原告は、最高裁平成 1 6 年判決を援用し、あるいは、民法 1 6 6 条に準じた解釈をすべきであるなどとして、本件における除斥期間の起算点は本件優生手術が実施された時ではなく、除斥期間は経過していない旨主張する。しかし、この主張は、以下のとおり、失当であるか、又は理由がない。

25 ア 最高裁判所昭和 4 0 年（オ）第 1 2 3 2 号昭和 4 2 年 7 月 1 8 日第三小法廷判決・民集 2 1 卷 6 号 1 5 5 9 頁を踏まえれば、被害者が受傷時に発生した損害と「牽連一体をなす損害」（すなわち、不法行為と相当因果関

係にある全損害)は、実体法上、不法行為時に既に発生していることになるから、仮に、加害行為時に発生した損害が加害行為終了後更に進行・拡大していく場合にも、実体法上は、加害行為の時点で将来生ずるべき損害を含む全損害が発生しているとみるべきことになる。

5 原告が主位的請求に係る損害賠償請求権において主張する損害は、いずれも、原告が主位的請求で主張する加害行為(原告に対する本件優生手術の実施)と相当因果関係の範囲内にあり、本件優生手術の実施時に既に発生していることになるから、仮に、原告が主張するように「加害行為の性質上、損害が拡大しながら継続」といった事情があるとしても、実体
10 法上は、本件優生手術が実施された時点で将来生ずるべき損害を含む全損害が発生しているとみるべきことになる。

したがって、最高裁平成16年判決を援用し、上記損害賠償請求権に係る民法724条後段所定の期間が進行していないとする原告の主張は、理由がない。

15 イ また、最高裁判所は、最高裁平成16年判決等において、除斥期間の起算点につき、加害行為時とするのを原則としつつ、「身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後には症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が
20 発生する場合」について、損害発生時とするのが妥当であることを明らかにしているものであり、蓄積進行性又は遅発性の健康被害に見られるような「加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する」という事態が、「当該不法行為により発生する損害の性質上」生ずるという客観的關係が認められる場合に限り、例外的に除斥期間の起算点が損害の
25 発生時となることを認めているものである。

したがって、最高裁平成16年判決等を根拠に、除斥期間の起算点を民

法166条に準じて「権利を行使することができる時」と解すべきであるとする原告の主張にも理由がない。

3 民法724条後段の規定の適用を制限すべき例外的な場合に当たらないこと

(1) 原告は、最高裁平成10年判決及び最高裁平成21年判決を根拠に、民法
724条後段の規定が除斥期間を定めた規定と解する場合であっても、その
規定を適用することが正義・公平の理念に反する場合には、被害者を保護する
ため、同条後段の効果を条理によって制限すべきであるなどと主張する
が、以下のとおり、独自の見解であり理由がない。

(2) 最高裁平成10年判決も最高裁平成21年判決も、各担当調査官の解説も
踏まえれば、その射程はいずれも極めて限定的と解される。すなわち、民法
724条後段の規定が、飽くまで、法律関係の速やかな確定のために期間の
経過により画一的に権利が消滅するという除斥期間を定めたものであること
に照らすと同条後段の適用の効果が制限される場合があり得るとしても、そ
れは、最高裁平成10年判決及び最高裁平成21年判決の各事案のように、

① 時効の停止等のような除斥期間の規定の適用を制限する根拠となる規定
があり、かつ、② 除斥期間の規定を適用することが著しく正義・公平に反
する事情がある場合に限られると解するのが相当であり、一般的に、正義・
公平の観点から、被害者及び加害者の諸事情を考慮して同条後段の適用の効
果を制限すべきか否かを判断すべきものではないというべきである。また、
上記②の「著しく正義・公平に反する事情」が認められるのは、最高裁平成
21年判決のように、加害者の行為に基因して被害者等による権利行使が客
観的に不可能となった場合に限られるというべきである。

(3) 本件においては、原告の損害賠償請求権について、時効の停止等のような
除斥期間の規定の適用を制限する根拠となる規定は何ら存しない。また、原
告が平成30年1月30日まで本件優生手術に係る国家賠償請求訴訟を提起
できなかった理由として挙げる上記原告の主張の4(1)イからエまでの事情は、

いずれも、被告の行為に基因して原告が損害賠償請求権を行使することが客観的に不可能となったことを基礎付ける事情ではない。

したがって、本件が除斥期間の規定の適用を制限すべき例外的な場合に該当しないことは明らかである。

5 4 国賠法4条、民法724条後段の規定を適用することが憲法17条の趣旨に反するものではないこと

(1) 憲法17条は、大日本帝国憲法下での国家無答責の原則を廃した上で、国又は公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負うことを原則とした規定であり、当該行為の態様や違法性の強弱等といった個別事情に応じて、異
10 なった規律を設けることまでも国会に要請するものではない。憲法17条の趣旨により本件に国賠法4条、民法724条後段の規定を適用することは制限されるべきであるとして原告の指摘する事情は、これらの事情が認められたとしても、国の公務員の行為の違法性に影響を与える事情となるにとどまる。

15 (2) また、憲法17条は、国家賠償制度の具体的、細目的な事項の設計、法制化を国会の合理的な裁量に委ねたものであって、国又は公共団体が負うこととなる損害賠償責任について、民法上の不法行為責任を超える内容の規律とすることまでは要請していない。そうであれば、憲法17条を受けて制定された国賠法4条が、民法724条後段の規定を含めた民法の不法行為制度の
20 規律を国家賠償制度に導入することは、国又は公共団体が、権力的作用を含む全ての作用について、公務員の行った不法行為に関し民法上の不法行為責任と同等の責任を負うことの一環として定められたものであるから、国賠法4条の制定は、正に憲法17条の要請にかなうものというべきである。換言すれば、憲法17条の要請は、国賠法1条及び2条のみをもって体现されて
25 いるものではなく、賠償責任者や求償関係について定めた3条、民法不法行為法の諸規定が適用されることを定めた4条も含めた国家賠償制度全体をも

って体现され、形作られていると解すべきである。

したがって、国賠法4条が民法724条後段の規定を適用するものとする
ことは、憲法17条の趣旨に抵触するということにはならない。そして、国
5 賠法4条が、不法行為の内容・性質等といった個別事情による限定を何ら付
することなく、広く民法724条後段の規定を含めた同法上の不法行為責任
に関する規定の適用を認めていることからすれば、国賠法4条は、優生手術
を受けたことによりその者が取得したとする損害賠償請求権についても、当
然に民法724条後段の規定の適用を予定しているといえる。

5 第5 争点2（原告に対する救済措置ないし立法をしないことの違法性）に関する
10 当事者の主張

【原告の主張】

仮に、本件優生手術が不法行為であることを理由とする原告の国家賠償請求権
について除斥期間が適用される場合、優生保護法から優生条項が削除された平成
8年6月18日の時点では、優生手術被害者の98%について、優生手術時から
15 20年が経過しており、国賠法による被害回復は不可能となっていたこと等に鑑
み、① 厚生労働大臣については、原告を含む優生手術の被害者の被害回復を図
るための施策を遂行すべきであったのにこれを怠った不作為が国賠法上の不法行
為に該当し、② 国会については、原告を含む優生手術の被害者の被害回復を図
るための立法をすべきであったのにこれを怠った不作為が国賠法上の不法行為に
20 該当するから、被告は、原告に対し、これらの不作為について賠償責任を負う。
以下、敷衍する。

1 厚生労働大臣の不作為の国賠法上の違法性

(1) 厚生労働大臣の作為義務の存在

ア 先行行為の存在

25 ある者の先行行為により人権その他の利益が侵害され、又は侵害される
おそれが生じている場合、条理上、当該侵害者について、積極的に当該侵

害状態を除去又は防止すべき義務が生じ、当該先行行為の態様に応じて義務が措定されることは普遍的な法理論として確立している。このことは、ハンセン病隔離政策等を先行行為とし、国のハンセン病患者の家族に対する相応の作為義務を認めた下級審裁判例（熊本地方裁判所平成28年（ワ）第109号令和元年6月28日判決・判例集未掲載。以下「熊本地裁令和元年判決」という。）等においても確認されている。

優生保護法下、厚生省は、優生結婚相談所の設置を認可し、優生結婚相談所に関する基準を定めること（厚生省設置法（昭和24年法律第151号）5条20号）、優生保護法を施行すること（厚生省設置法9条1項2号）等、優生保護法に係るあらゆる事務を所掌した。厚生省は、都道府県の担当者宛てに、優生手術の際に欺罔や身体拘束等の卑劣な手段を許容する旨の通知（甲A3）や優生手術を奨励する通知（甲A77）を発出する等、積極的に優生手術の実施を推し進めた。なお、上記通知（甲A3）は、平成2年3月20日厚生省発健医第55号にて最終改正されたものの、

「この場合に許される強制の方法は、手術に当たって必要な最小限度のものでなければならないので、なるべく有形力の行使はつつしまなければならないが、それぞれの具体的な場合に依りては、真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えないこと」との文言は存在し続けた。そして、厚生省は、優生条項が廃止されるまで、毎年、上記改正通知を、他の優生保護法関係法令と共に、「家族計画・優生保護法指導者講習会資料」として配布していた（甲A135の15頁目）。さらに、高等学校の保健体育に使用する教科書への掲載等により学校教育を通じて優生思想が流布され（甲A62から74まで）、浸透していった。このような、国家的施策としての優生手術の実施という苛烈な人権侵害は、平成8年改正により優生条項が廃止されるまで、約50年もの間継続し、優生手術の件数も約

2万5000件に及び、「不良」、「劣性」と評価付けされた者については社会から排除されるべきであるとの優生思想が定着した。

イ 問題点の認識

優生条項は平成8年に廃止されたが、厚生省は、優生手術の問題点について、より早期の時点で認識していた。

例えば、昭和58年5月18日、自由民主党政務調査会社会部会優生保護法等検討小委員会は、優生保護法の問題点について文書（甲A136）でとりまとめ、同文書は厚生省にも共有されていた。また、厚生省は、昭和61年10月5日付けで、同法の問題点の分析及び改正案を取りまとめた資料を作成しており、同資料内の厚生省精神保健課職員作成の「優生保護法の改正について（清水案）」（甲A137）においては、同法の目的のうち「優生上の見地」や「不良な子孫」の定義に問題のあることが指摘されるとともに、いわゆる「女性の産む権利」について、「産む、産まないは女性（及び配偶者）の判断に任せるべきでは？」との指摘もされるなどしていた。

さらに、厚生省は、昭和63年には、専門家の知見も踏まえ、優生保護法の問題点をより深く分析検討していた。例えば、春日齊東海大学医学部公衆衛生学教室教授が厚生大臣に提出した昭和63年3月31日付け研究報告書（甲A138）には、同法が成立当初から人権侵害であるとの批判がされていたことが報告されるなどしていた。また、厚生省が同年8月4日に作成した検討資料（甲A139）では、検討事項として「優生思想の排除」が挙げられ、備考欄に「適正な出産の権利、母体保護の観点から整理」と記載されるとともに、「強制手術（第4条、第12条）の是非」も検討事項とされ、備考欄に「優生思想の端的な現れ」と記載された。さらに、厚生省母子衛生課が同月15日に作成した「優生保護法の改正について」と題する資料（甲A140）では、同法の改正において「優生思想

の排除」が検討される予定とされるとともに、上記自由民主党政務調査会
社会部会優生保護法等検討小委員会の報告における「優生上の見地から不
良な子孫の出生を防止する」との表現や「優生手術の適応事由」等につい
ての指摘に対し、その検討がされていない旨指摘されている。同じく同課
5 が同月16日に作成した「優生保護法をめぐる問題点」（甲A141）に
も同様の問題意識が記載され、同課が同年9月6日に作成した「優生保護
法改正問題（試論）」（甲A142）では、強制優生手術につき、「強制
手術は、人権侵害も甚だしいものであり、また、そもそも、精神障害、精
神薄弱などは遺伝率もきわめて低く、優生保護の効果として疑問がある。」
10 として、廃止の検討がされていたほか、法形式につき、「優生保護法は、
非難が高い法律であり、解体廃止として、考え方の転換を明確に示すべき
である。」とされていた。

その上で、平成7年10月には、厚生省保健医療局エイズ結核感染症課
の第4回らい予防法見直し検討会において、優生保護法について、「その
15 法律を作ること自体がおかしかったのではないかということで、これはや
はり補償の対象にしてもらわなければいけないというような意見が出つつ
あるんです。」と補償に向けての議論が行われていた（甲A173）。

このように、厚生省は、平成8年改正以前より、優生思想や優生手術が
重大な人権侵害に当たるという問題を十分に認識していた。

20 ウ 作為義務の内容

厚生省は、都道府県からの報告や統計資料により、優生手術の実態を詳
細に把握し、かつ、上記イのとおり、これらの状況が重大な人権侵害に当
たることを十分に認識していた。したがって、厚生大臣は、上記アで述べ
た先行行為に相応する作為義務として、優生手術の違憲性を認め、被害実
25 態を検証し、被害者の被害を回復するための措置（金銭賠償、謝罪を含
む。）を講ずるとともに、優生思想を除去するための普及啓発活動を行う

べき義務を負っていた。平成11年に厚生省と労働省が統合されて設置された厚生労働省は、厚生省の任務をそのまま引き継いでおり、厚生労働大臣は上記義務を引き継いでいる。

かかる義務の存在は、平成8年改正以前から認識されていたが（例えば
5 甲A143, 144）、平成8年改正後、優生手術に対する謝罪を求める
会の結成（平成9年）、国連自由権規約委員会の日本政府に対する勧告
（平成10年）、熊本地方裁判所平成10年（ワ）第764号、第100
0号平成13年5月11日判決（訟務月報48巻4号881頁。以下「熊
本地裁平成13年判決」という。）等により、ますます顕在化していった。
10 このことは、証人市野川容孝（以下「市野川」という。）の証言が、より
具体的に明らかにするところである。その上で、平成16年3月には、当
時の坂口力厚生労働大臣（以下「坂口厚労大臣」という。）が、優生手術
を受けた者に対する被害回復措置に対する責務を認める旨の答弁を行った。

このように、遅くとも、平成16年3月の坂口厚労大臣の発言により、
15 厚生労働大臣において、優生手術を受けた者の被害回復のための措置を講
ずべき義務は明白となっていたのであるから、その後調査・政策遂行に必
要な合理的期間である3年を経過した平成19年3月までには、同義務を
履行すべきであった。

(2) 厚生労働大臣の作為義務の懈怠

20 上記(1)ウの作為義務がありながら、厚生労働大臣は、優生手術の違憲性を
認めず、被害回復のための措置を講ずることも、優生思想を除去するための
普及啓発活動も行ってこなかった。

その後も、厚生労働省は、国連自由権規約委員会から日本政府に対する再
25 度の勧告（平成20年）、障がい者制度改革推進会議における委員からの優
生手術の実態調査、補償、障害者の性と生殖に関する権利の確立を求める意
見提出（平成22年）、国連自由権規約委員会から日本政府に対する改めて